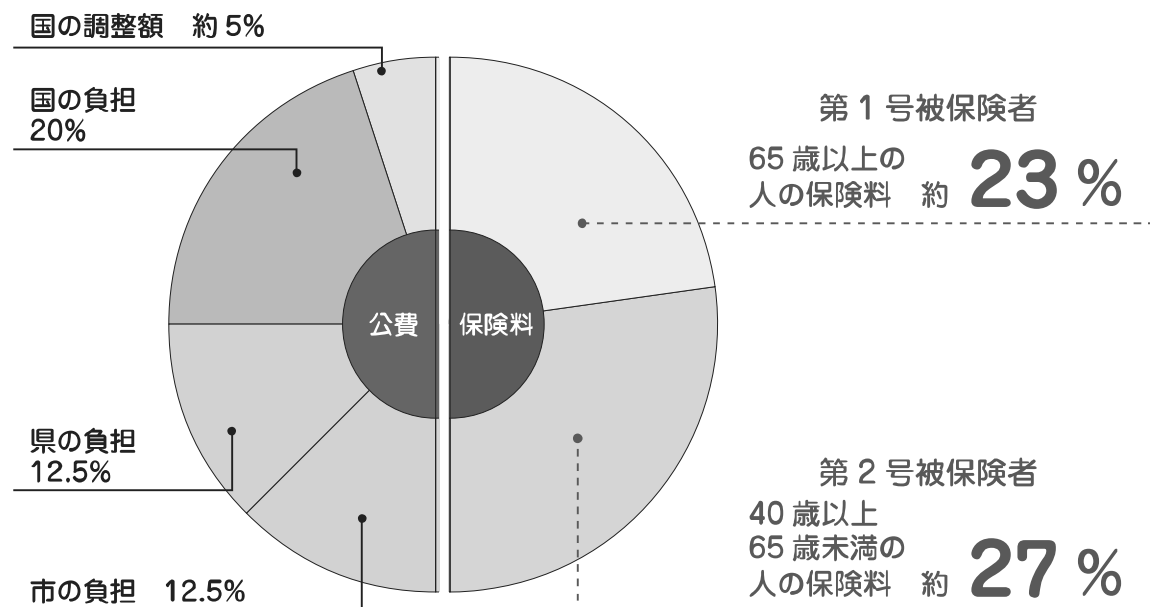


■ 介護保険料

介護保険制度は、40歳以上のかたに納めていただく保険料と公費を財源に運営しています。
 介護保険料は、みなさんが安心して介護サービスを利用するための大切な財源です。

介護保険事業の財源

介護サービス利用に係る本人負担は、サービス費用1割～3割です。
 サービス費用の9割～7割は、介護保険事業の財源で賄われています。



40歳～64歳のかた(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険によって、決め方・納め方が違います。

国民健康保険に加入しているかた

世帯に属している第2号被保険者の人数や所得などによって決まります。
 同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて世帯主が納めます。

職場の健康保険に加入しているかた

各健康保険ごとに設定される保険料率と給与（標準報酬月額・標準賞与額）に応じて決まります。
 保険料の半分は、事業主が負担し、医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて給与から差し引かれます。

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
利用
の
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・
認知症

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

65歳以上のかた(第1号被保険者)の保険料

65歳以上のかたの保険料は、各市町村ごとに算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得等に応じて決まります。令和3年度～令和5年度の「基準額」は、68,880円(年額)です。

基準額の算出方法

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{芦屋市で介護給付サービスにかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(約23\%)}}{\text{芦屋市の65歳以上の人数}}$$

68,880円

第1号被保険者(65歳以上のかた)の令和5年度の保険料

所得段階	対象となる人(条件)		基準額に対する割合	年間保険料 (1ヵ月分あたりの保険料)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者		0.3	20,760円 (1,730円)
	本人が市民税非課税者	世帯全員が市民税非課税者 本人の課税年金収入額*1とその他の合計所得金額*3の合計が80万円以下		
本人の課税年金収入額*1とその他の合計所得金額*3の合計が120万円以下				
第1段階・第2段階以外		0.7	48,240円 (4,020円)	
本人の課税年金収入額*1とその他の合計所得金額*3の合計が80万円以下				0.875
上記以外		1	68,880円 (5,740円)	
第6段階	本人が市民税課税者	本人の合計所得金額*2が120万円未満	1.1	75,720円 (6,310円)
第7段階		本人の合計所得金額*2が120万円以上210万円未満	1.25	86,040円 (7,170円)
第8段階		本人の合計所得金額*2が210万円以上320万円未満	1.5	103,320円 (8,610円)
第9段階		本人の合計所得金額*2が320万円以上400万円未満	1.6	110,160円 (9,180円)
第10段階		本人の合計所得金額*2が400万円以上600万円未満	1.75	120,480円 (10,040円)
第11段階		本人の合計所得金額*2が600万円以上800万円未満	1.87	128,760円 (10,730円)
第12段階		本人の合計所得金額*2が800万円以上1000万円未満	1.975	135,960円 (11,330円)
第13段階		本人の合計所得金額*2が1000万円以上1500万円未満	2.15	148,080円 (12,340円)
第14段階	本人の合計所得金額*2が1500万円以上	2.25	154,920円 (12,910円)	

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・
認知症

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

社会保障審議会介護保険部会 意見書（令和4年12月20日）

（「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準）

- こうした議論を踏まえ、「一定以上所得」（2割負担）の判断基準について、後期高齢者医療制度との関係、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得ることが適当である。
- 「現役並み所得」（3割負担）の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行うことが適当である。

（1号保険料負担の在り方）

- 介護保険制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要であり、負担能力に応じた負担の観点から、既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行うことが適当である。
- 具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得ることが適当である。

（※）次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論

全世代型社会保障構築会議 報告書（令和4年12月16日）

Ⅲ. 各分野における改革の方向性

3. 医療・介護制度の改革 （2）取り組むべき課題 ③介護

- また、2024年度からの次の計画期間に向けて、介護保険制度の持続可能性を確保するため、「骨太の方針2022」や「新経済・財政再生計画改革工程表2021」、社会保障審議会介護保険部会等で指摘された課題（保険料負担や利用者負担の在り方など）について、来年度の「骨太の方針」に向けて検討を進めるべきである。

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日）

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

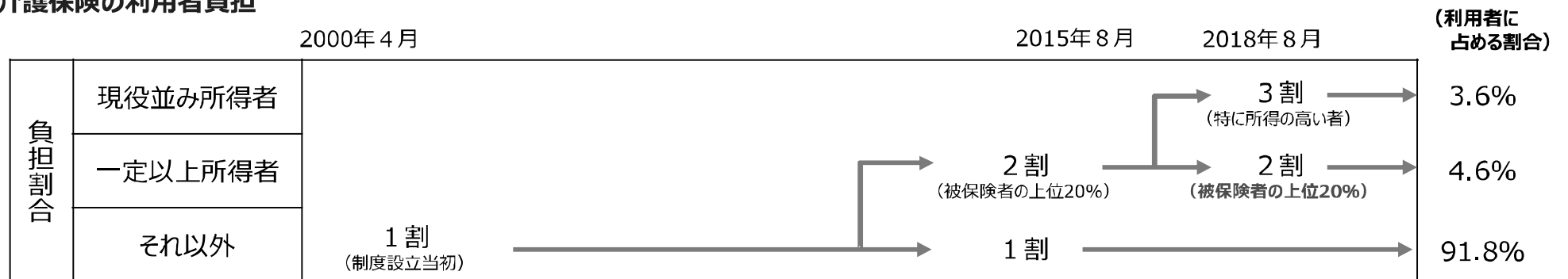
「介護保険料の上昇を抑えるため、利用者負担の一定以上所得の範囲の取扱いなどについて検討を行い、年末までに結論を得る※。」

※「「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）では、利用者負担の一定以上所得の判断基準のほか、1号保険料の在り方や多床室の室料負担について、2024年度から始まる次期介護保険事業計画に向けて結論を得ることとされた。」

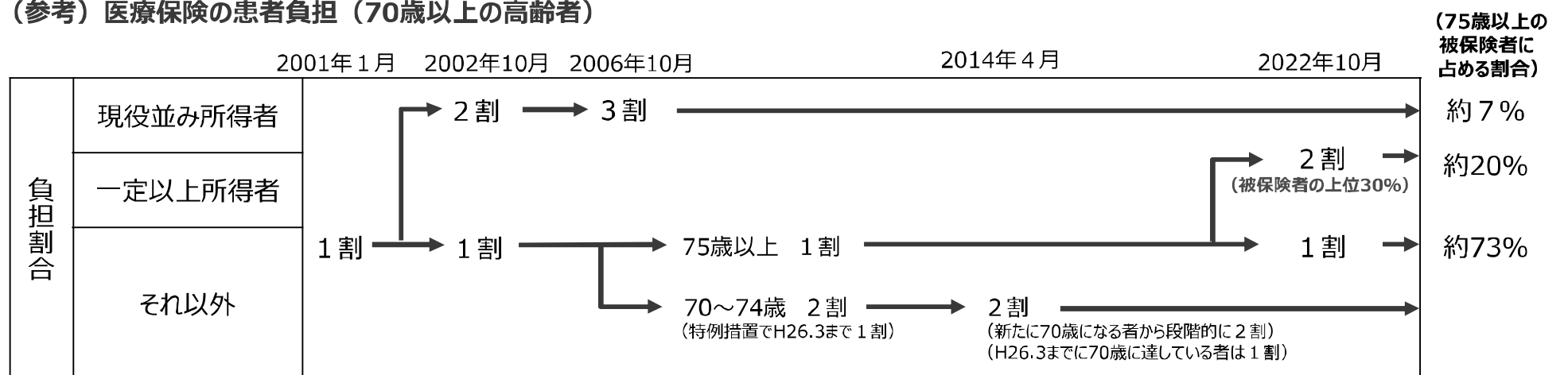
介護保険制度における利用者負担割合（経緯）

- 介護保険の利用者負担は、制度創設以来1割であったが、その後負担割合の見直しが行われている。
- 介護保険制度施行時には高齢者医療は定額負担制であり、その後定率負担が導入され、さらに負担割合の見直しが行われている。

介護保険の利用者負担

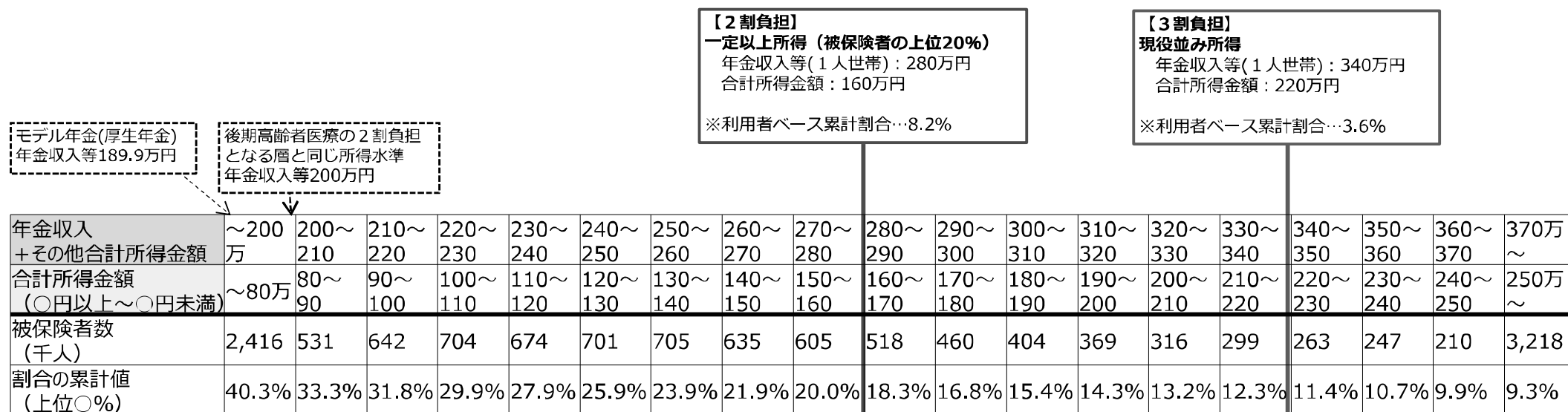


(参考) 医療保険の患者負担（70歳以上の高齢者）



1号被保険者の所得分布（2割負担・3割負担の水準）

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、
- 相対的に負担能力のある、一定以上の所得を有する方の利用者負担割合を2割としている【平成27年8月施行】
 - 2割負担者のうち、特に所得の高い方の利用者負担割合を3割としている【平成30年8月施行】



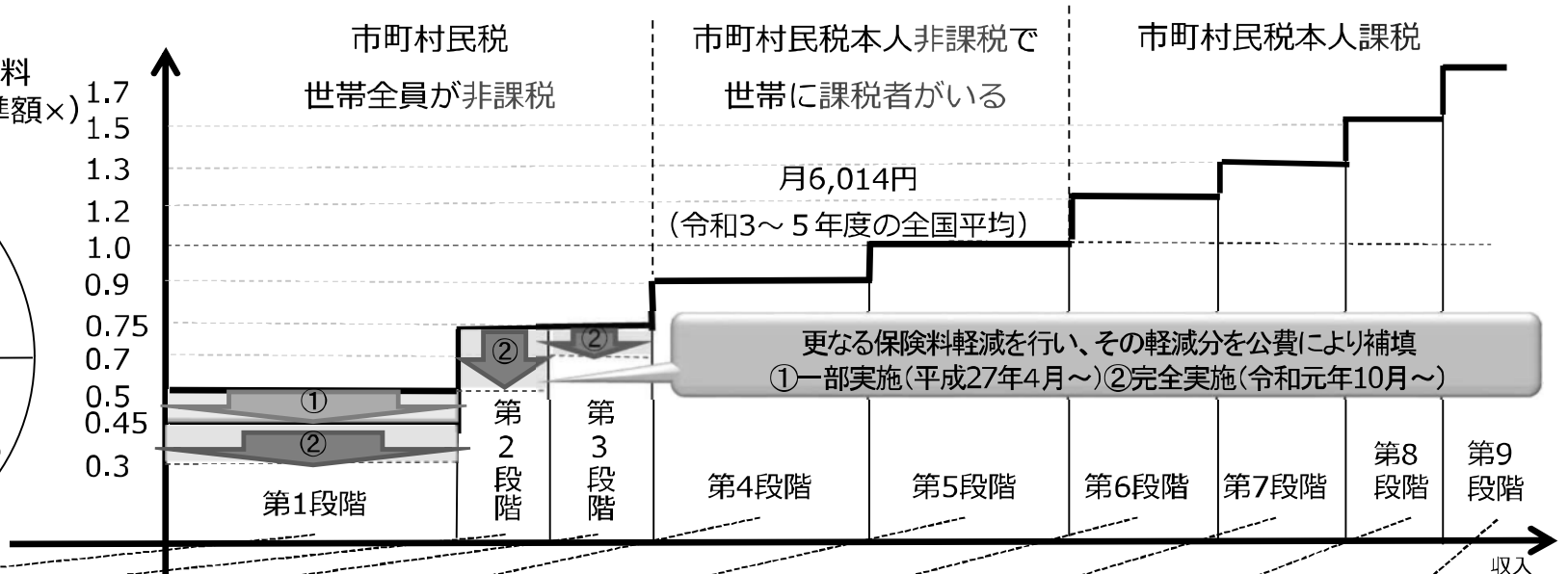
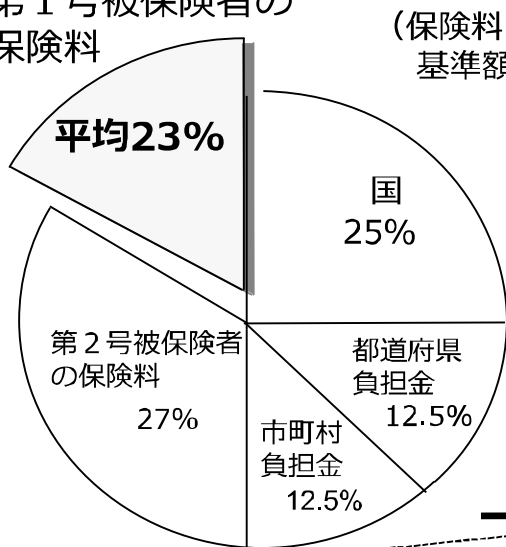
所得分布は令和4年4月1日現在（介護保険計画課調べ）

- 年金収入の場合：合計所得金額＝年金収入額－公的年金等控除等（120万円程度）（※）
- 年金収入＋その他の合計所得金額は、給与所得等の額により変動しうる。
 - ※ 公的年金等控除については、平成30年度税制改正大綱（平成29年12月22日閣議決定）に基づき、控除額が一律で10万円引き下げられているが、介護保険料や保険給付の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように、所得指標の見直しを実施している。

第1号被保険者の保険料

- 市町村（保険者）は、介護保険給付費の約23%に相当する額を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に保険料として賦課。
- 第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて、保険者ごとに設定。（第8期（令和3～5年度）の保険料の基準額の全国平均は月額6,014円）
- 低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて、段階別に設定されている。（標準は9段階）

第1号被保険者の保険料

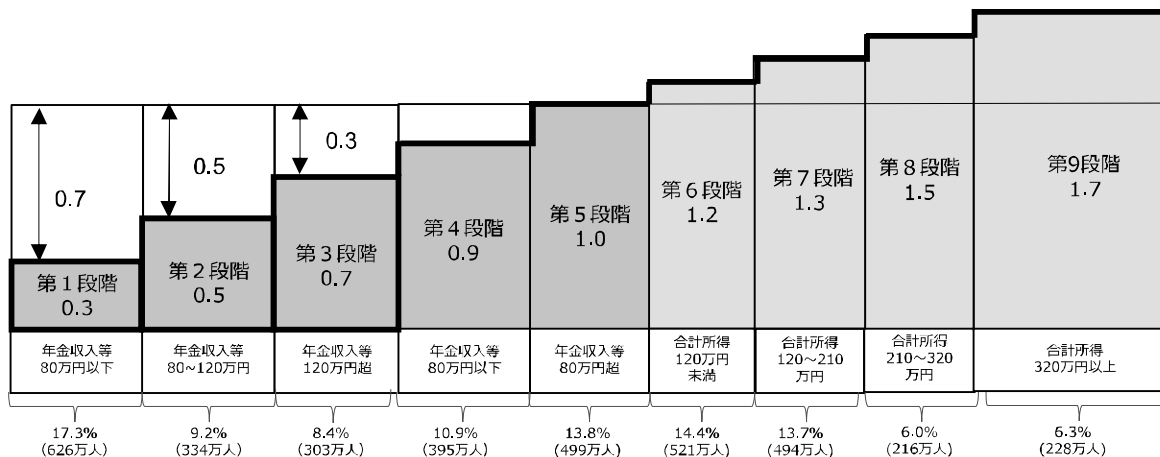


第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の 高齢福祉年金受給者 世帯全員が市町村民税非課税 かつ本人年金収入等80万円以下	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上
609万人 (17.0%)	296万人 (8.3%)	271万人 (7.6%)	446万人 (12.5%)	480万人 (13.4%)	521万人 (14.5%)	463万人 (12.9%)	238万人 (6.6%)	255万人 (7.1%)

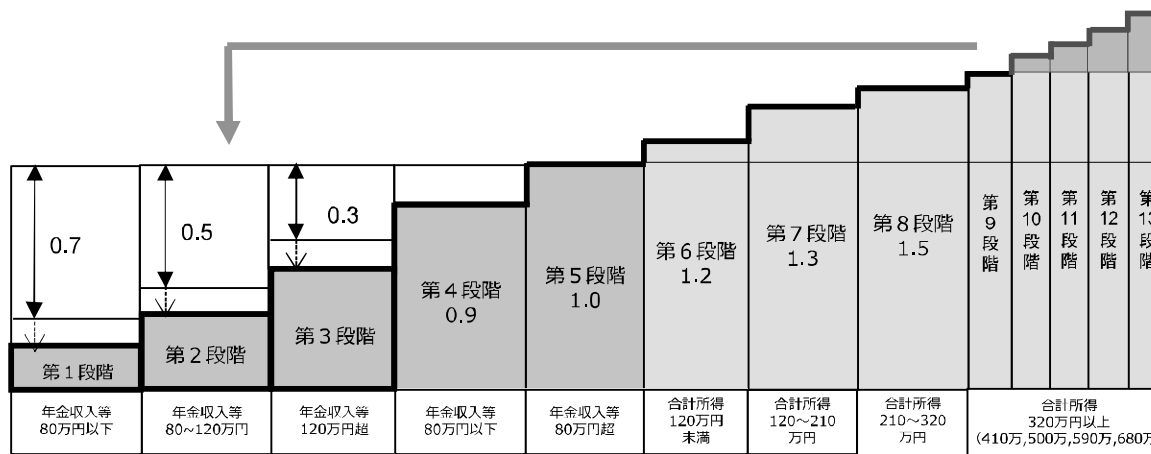
※被保険者数は「令和2年度介護保険事業状況報告年報」

- 1号保険料の見直しについて、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担については、今後の介護保険部会等の議論を踏まえつつ年末までに結論を得るとされている。
- 7月10日の介護保険部会における自治体のご意見を踏まえ、保険者の第9期計画期間の保険料の検討等に資する観点から、介護保険部会での議論や既に多段階化を行っている保険者の実態を踏まえつつ、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で考えられる見直しの例を示すもの。

<現行制度>



<見直し例>



第1段階～第3段階の乗率の例

①	0.26	0.47	0.68
②	0.275	0.48	0.685
③	0.29	0.485	0.69

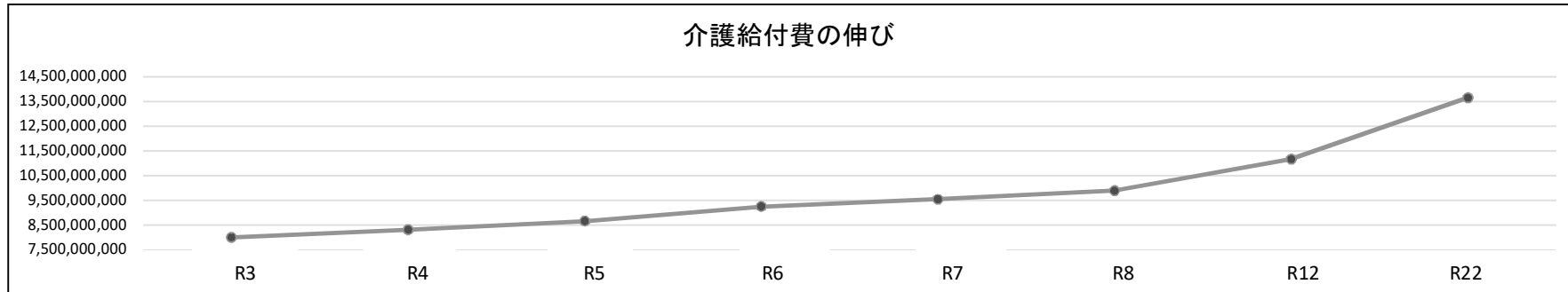


第9段階以上の乗率の例

A	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1
B	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
C	1.7	1.9	2.1	2.3	2.6

1. 給付費について(R5. 10月時点見込値)

給 介 護 費	第8期計画			第9期計画			単位:円	
	R3年度(実績)	R4年度(実績)	R5年度(推計)	R6年度(推計)	R7年度(推計)	R8年度(推計)	R12年度	R22年度
	8,008,358,884	8,317,453,060	8,672,036,954	9,259,429,022	9,543,150,578	9,893,308,953	11,175,894,234	13,650,438,931



2. 保険料について(第8期介護保険事業計画)

		基準額															第5段階 基準額(月額)
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	
芦屋市	保険料率	0.3	0.5	0.7	0.875	1	1.1	1.25	1.5	1.6	1.75	1.87	1.975	2.15	2.25	-	5,740
	年額保険料	20,760	34,440	48,240	60,240	68,880	75,720	86,040	103,320	110,160	120,480	128,760	135,960	148,080	154,920	-	
神戸市	保険料率	0.25	0.45	0.7	0.9	1	1.1	1.15	1.45	1.65	1.7	1.75	2	2.1	2.3	2.5	6,400
	年額保険料	19,200	34,560	53,760	69,120	76,800	84,480	88,320	111,360	126,720	130,560	134,400	153,600	161,280	176,640	192,000	
西宮市	保険料率	0.3	0.5	0.7	0.875	1	1.125	1.2	1.45	1.55	1.7	1.85	2	2.15	2.3	-	5,600
	年額保険料	20,200	33,600	47,100	58,800	67,200	75,600	80,600	97,400	104,200	114,200	124,300	134,400	144,500	154,600	-	
尼崎市	保険料率	0.3	0.435	0.7	0.9	1	1.2	1.3	1.5	1.7	1.825	1.95	2.075	2.2	2.325	-	6,609
	年額保険料	23,793	34,500	55,517	71,379	79,310	95,172	103,103	118,965	134,827	144,741	154,655	164,568	174,482	184,396	-	

【検討項目】

全国平均	6,014
------	-------

①保険料段階の見直し 第8期(第1段階 ~ 第14段階)

第9期計画における介護保険料 基準額(月額) 5,900円 ~ 6,300円(R5. 10月現在見込値)

②保険料率の見直し 第8期(0.3 ~ 2.25)